

氏名	まつもとあきひこ 松本昭彦
学位(専攻分野)	博士(文学)
学位記番号	文博第72号
学位授与の日付	平成9年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科国語学国文学専攻
学位論文題目	貴族生活の中の文学的事象 ——貴族日記と貴族説話——

論文調査委員 (主査) 教授 日野龍夫 教授 木田章義 助教授 大谷雅夫

### 論文内容の要旨

中世までの貴族は第一義的には官人であり、「公事」が日常の最大の関心事であった。とすればその生活と一体化した「公事」は、今日の目から見ての「文学」的事象とも関わりがあって当然である。そこで本論では、日記や説話を通してその接点に試錘を下ろしてみたい。傑出した個性による「文学作品」の完成度の高さについてではなく、そのような作品を産み出し得る背景としての貴族官人の日常生活が(その中に見られる、特に公事に関連した習慣や決まり——広い意味での社会的制度——が)、どのように文学の成立に関与できるかについて、文学作品として結実するか否かにはこだわらず考察する。

#### 第一章 貴族日記における自己表出——台記・中右記を中心に——

藤原頼長は従一位左大臣にまでなった上級貴族であると同時に、経書の知識を実際の政務や儀式で使用する「儒者」でもあった。この性格は日記『台記』にも表わされている。最も典型的なのは、「君子曰」という言葉を初めに置いて『書経』や『詩経』等の経書の文言を引用しながら出来事を批評する形式で、これは『春秋左氏伝』と同じ方法である。『台記』にはこのようにことさら「儒者」の視点から日々の出来事を批評した記事が目立つ。一方、日記中には他の貴族のことを「今の卿士皆以て経史を学ばず」とか「已に漢家の経史に暗し」などと評する記述が見られることから、頼長には経書の知識を自在に操ることができる「儒者」としての自分を他人と鋭く対比する意義が強かったと思われる。よって『台記』中の「儒者の視点」からの批評記事は、ことさら経書筆者のような立場に身を置いて出来事の批評を行うことのできる自分を、他の貴族たちと対比させて際立たせながら日記中に描こうとする頼長の意図によるものであったと考えられる。

藤原宗忠は撰関家の中枢からはやや遠い家系にもかかわらず弁官コースを歴て右大臣まで昇った実務に明るい貴族であったが、また宗忠は当時の漢詩文の第一人者でもあって、日記『中右記』にはそのことと関わる記述がままた見られる。例えば、初めて熊野に参詣した際の日記は、全般に対句的な景勝地の描写が多く、その土地の伝説を載せたりもしていることから、紀行文的意識のもとに書かれたものと思われる。

また、晴空の様子・雨の日の閑寂・夜空の様子などを、詩語を使い「四字+四字」というかたちで対句的に整えて表現したり、「見立て」表現を使ったりして、よく見られる情景を漢詩文的に表現することもある。これらは、表現が漢詩文の作品世界を意識したものである点で注目される。さらに、ある日の感懐は漢詩に作って記したりもした執筆態度からすると、宗忠の日記する行為は「詩人」という自己の一面を意図的に表出する性格を含んだものであったことがわかる。

他に藤原師通の「詩人」、藤原実資の「故実家」などの自己表出も確認できる。貴族日記のなかの自己表出は、ジャンル全体の問題として考察する価値があろう。

## 第二章 『中右記』にみる大江匡房像

『中右記』の匡房薨伝には、抜群の才智（有職故実や漢籍に関する知識とその運用能力）と文章（公事・文事における種々の文章・詩歌作成能力）をもって、後三条・白河・堀河三代の帝師となるなどして朝廷に奉仕した「良臣」であったというプラス評価と、「心性委曲、頗有不直事」というマイナス評価が併存している。前者は同時代の日記『永昌記』の匡房薨伝などにも共通するが、後者は『中右記』だけに明言されているものである。このような『中右記』のみに見られる匡房像を通して『中右記』の性格を考える。

『中右記』において、承徳二年ころまでは匡房の公事に関する説は宗忠の有職故実の師であった藤原基俊の説と同等に重視されていたが、嘉承元年ころになると宗忠は匡房の説に対しては是々非々の態度で臨むように変化している。全般的に言って特に何らかの憚り・慎みによって公事を延期あるいはその次第を変更すべきという匡房の意見が不審・不当とされるのが目立つ。これは、太宰府から帰京以来匡房は病氣のため自宅にいたまま諮問に答申するだけで実際の公事の現場に出仕していなかったために、公事の停滞に鈍感になり公事現場の状況を把握せず先例を杓子定規にあてはめようとしたからだと思われる。

晩年の匡房の公事に対するこのような傾向は、さらに自己中心的な公事への関わり方につながっているようだ。『中右記』において宗忠は、三点の匡房の言動について非難しているが、それらは匡房が一人公事の現場から離れた所から正当でない方法で公事に関わろうとし、その結果朝廷や貴族たちに不利益を与えることになっているという点である。このような『中右記』だけに見られる匡房の一面は、宗忠の視点の「公」の性格が他の貴族にもまして強かったために記されたものと思われるのである。

## 第三章 『江記』と説話——『中右記』の大江匡房批判をめぐって——

『中右記』には「或人」の言葉として、匡房は出仕せずに来訪者から聞いた「世間雑事」を「筆端に任せ」「暗に」記しており、その記事には「人上」「僻事」が多く「虚言」をも含む、という批判がある。この批判記事を検討して『江記』の性格を考察する。

まず、『中右記』のなかで「或人」が、『経信卿記』を経信の子孫が院に書写させたことについて、この日記には「世間・人上事」があるのだから全く不都合なことだと批判している記事が注目される。すると、同様に「人上」が多いと批判されている匡房の聞き書きも、日記の中に行なわれていると考えられていたことになるのである。

さらに、「世間雑事」「暗に」などの表現を『中右記』等の古記録の用例に照らした結果、先の匡房に対する批判は、(1)『江談抄』を生む匡房の言談とは直接関係はなく、晩年の匡房の日記への聞き書き行為に

関するものであること、(2)それが反省を欠き一人勝手な筆録態度によるものであったため、「公事」やその周辺での出来事について他人の不名誉となるものや事実と異なった内容が多く、さらには事実無根の説や話まで含んでおり、匡房の日記を公事の参考にしようとする貴族たちに不利益を与えるものになっているとの批判内容であることがわかった。

但し、この批判の内容が事実そのままであったとは考えられない。晩年にも院や関白から諮問を受けていた匡房は「公事」やその周辺での出来事について正確な知識を得る必要があったと思われるからである。そこで、『江談抄』に見られるような「秘事・秘説」伝承への強い意志を参考にすると、匡房の聞き書きは公事儀式そのものではなく、公事や文事についての「秘事・秘説」の聞き書きではなかったかと推測できる。これが事実とすれば、晩年の匡房は公事・文事に関する説話的な秘事を意識的に日記に書き集めていたことになり、壮年のころの日記逸文にもそのような記事が散見されることからして、これは『江記』全体の性格を表すものと言えるだろう。

#### 第四章 実頼内侍所説話の形成過程

『江家次第』には、天徳四年の内裏焼亡の際内侍所の神鏡が自ら飛び出て左近の桜に懸かり、駆け付けた藤原実頼の袖に飛び移ったという説話がある。しかし、この焼亡についての事実を記すと思われる『村上御記』には「瓦上在鏡一面経八寸許。頭雖有小瑕専無損」とあって相違する。この「説話化」の起きた過程を考察する。

まず、この説話の内侍所の奇瑞は、内侍所自体には他に同様の伝承はないが、延暦十年の伊勢神宮の焼亡については「古伝云、件宮為盜被焼亡、玉体懸木、禰宜称警蹕奉下」（『春記』長暦四年八月四日条、『古事談』巻五巻第1話なども同話）という伝承があって『江家次第』の成立より半世紀以上前に貴族の間で伝承されていたことがわかる。よってそれぞれの罹災の濫觴として権威をもった先例であった点、及び神鏡が焼亡を免れた点において共通するこの二つの焼亡の際の伝承が、伊勢神宮の神鏡と内侍所との同一視を触媒として融合したのではないかと、との想定が可能となる。

次に、その融合の起きた場であるが、天徳の内裏・延暦の伊勢神宮の両焼亡が同時に想起されている場が目される。それは例えば長暦四年七月台風のために伊勢神宮の外宮が倒壊し神鏡が露出してしまった時である。この時貴族たちは同様の先例として延暦の伊勢神宮焼亡の際の奇瑞を想起して新たに起きた伊勢神鏡被害と末世意識をもって結び付け、さらにその靈異の衰退の参考として内侍所の天徳及び寛弘の際の状況を対応させて参考にしているのである。このような、ある事件を眼前にして、それへの対処のために同類の事件についての故事・逸話を先例として思い出すという貴族の思考習慣が契機となって説話が形成されたものと思われる。この公事の策定方法から来た思考習慣は貴族に一般的であったから、このようにして事実談の説話化が起こることは珍しくなかっただろう。

#### 第五章 「家系」への注視——『続古事談』編者の方法——

『続古事談』は登場人物の家系、特に婿舅関係に注目していたと思われる。例えば、第三五・三六話の皇嘉門院聖子・宜秋門院任子の命名説話はいずれも、撰関家の当主である撰政が次の天皇の外祖父となることを期待し、そのための最良の条件で現天皇を婿取ったのに（命名の失敗によって男子が生まれず）それが果たせなかったというテーマを持っている。また第二三話は、自分の婿舅関係を頼みにしての思惑が

はずれた藤原信頼が、政敵通憲の息脩範を婿にしていた範家を嘲ったと読める話で、しかも第二二話とは登場人物である源資賢と藤原家成の婿舅関係で接続している。編者は家系に注目して浮かび上がるテーマを、さらに説話接続によって提示しようとしていたようである。

第六五・六六話も家系に注意して読むと別のテーマが見出される例である。前者は、藤原道長は源師房を婿取り、そのおかげもあって師房は大将になれたという史実と対応すると思われる、具平親王が道長に自分の二歳の息師房が将来大将に至るだろうとの予言を聞かせた話で、予言が婿取りを促したように読める。後者は、藤原能信が源俊房九歳の頃その大臣就任を予言する話だが、能信が大臣就任直前に薨去したために俊房の父師房が大臣になり、俊房も能信の養子能長が右大臣昇進直前に薨じたため大臣になったという史実を踏まえると、その皮肉な意味が読み取れる。この二話の接続からは、予言の能力のすばらしさというテーマとは別に、摂関家主流との関わりの中で源師房・俊房親子（村上源氏）の幸運と藤原能信・能長親子（摂関家の傍流）の不運という対比が見て取れるのである。

当時の貴族たちが日々意識せざるを得なかった「家系」は、実務官人であったらしい『続古事談』編者の説話編纂行為にも用いられていると言えよう。

#### 第六章 『江家次第』の説話的記事

儀式次第書『江家次第』には、『西宮記』『北山抄』にはほとんどない説話的記事が散見される。それが最も豊富な巻十九「臨時競馬事」にある説話的記事と、除目関連の巻四（裏書も含めて）に多い公事における「失礼」の説話的記事に注目して、その『江家次第』のなかでの機能を考察する。

前者は、貴族が儀式における自らの作法の参考にとできると思えない競馬のレースの細かい手法・戦法を興味深い具体例を通して記す点、「名人騎手・名馬・鼓の役」という、貴族たちが競馬のレース自体に興味を持てる三要素について説話的記事を集めている点に特色があり、堂上での儀式の次第を記すのみでなく、レースを楽しむのに役立つ説話的記事を含むことが注目される。

後者については、『西宮記』『北山抄』の「失礼」の記事が一、二の例外を除いて誤ったよくないやり方の例として実用性だけから記されているのに対し、『江家次第』の多く高名な貴族の「失礼」を記す記事には、実用性が希薄で話自体の面白さをも意識したものがかなりあると思われる。貴族日記には「失礼」の記事に周囲の人々の嘲笑などが併せ記されているものがあり、それを面白い出来事としてとらえていたことがわかるが、『江家次第』のそれにも同様の意識があったと言えよう。ところで『江記』には、その日の儀式と同様の儀式でかつて起きた「失礼」をその時の周囲の嘲笑をも併せて想起して、それと比較しながら今日の儀式の進行を見ている例が記されている。この例では、かつて目撃した「失礼」は、いつか自分が同じ過ちをしないための反面教師というより、今日の儀式の場で同じ「失礼」がまた起きたのかとの期待を持たせるものとして機能している。『江家次第』の読者にとっては、その「失礼」の説話的記事も同様の機能を持つのではないか。

『江家次第』には、貴族官人が公事の現場に興味をもって参加できるための説話的記事がいくつも含まれていると思われるのである。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、院政期男性貴族の、公事に関わる官人としての生活の中で、文学がどのように成立してくるかという問題を、日記と説話という2つの面から考察しようとしたものである。

第1部全3章は、院政期の貴族日記を、特に『台記』『中右記』を中心にして考察し、それぞれの日記の、公事の式次第等を後鑑のために記すという日記本来の目的から離れて記されていると思われる部分を対象にして、各日記の個性を析出しようとして試みている。従来歴史や文学史研究のための補助資料としてのみ利用されてきた貴族日記について、初めてそれ自体を研究の対象とし、藤原頼長の儒者意識（台記）、藤原宗忠の詩産意識（中右記）等の自己表出の様相を明らかにした。和歌を残している者以外にほとんど問われることのなかった男性貴族の文学意識を明らかにした点は、新見と認められる。また第3章で、『中右記』に記されている有名な大江匡房批判を綿密に検討して、従来は匡房の『江談抄』執筆の態度に関する批判と解されてきたこの記事が、実は匡房の日記『江記』に関するものであろうことを指摘して、現在ほとんど散逸している『江記』の内容をある程度推測し得た点も評価される。

しかし、特に個性の強い人物の手になった『台記』や『中右記』についてはそういえるにしても、論者のいう貴族日記の自己表出が、貴族日記というジャンル全体の中でどの程度に一般的なものなのか、疑問なしとしない。また若干の日記には論者のような特徴が認められるとして、筆者たちがあえて日記というあまり多くの読者を想定していないはずの著述の中でそれを発現することの意味も、本論文では考えられていない。今後は、女流日記などとの比較を通して、貴族日記を文学の側から問題にすることの意味を再考し、そこに見出されるものを院政期文学史の全体像の中に位置づけることが期待される。

第2部全3章は、貴族説話について、説話の成立過程・個々の説話の説話集に取り入れられる際の新たな意味付与・故実書における説話の利用といった局面における、貴族の思考習慣・家系意識などとの関わりを考察している。いずれの章も、貴族日記や故実書等、院政期貴族の生活実態のうかがえる資料を参照することによって、貴族説話の種々相を官人生活との関連の中に位置づけようとするものである。仏教説話については、説話集編者の生きていた環境や、個々の説話の成立してきた場の特性を考察することは当然のことになっているが、貴族説話ではそうした考察はほとんど進んでいない。そこに注目して貴族説話の性格の解明に務めた点は評価することができる。

たとえば第4章は、天徳4年（960）9月の内裏焼亡の際、内侍所の神鏡がみずから飛び出して左近の桜に懸かり、焼失を免れたという説話（『江家次第』等所載）について考察する。延暦10年（791）8月の伊勢神宮の焼亡の際に、神体の神鏡に同様の奇瑞が生じたという説話が早くから存在し、諸記録に見えている。論者は、そういう奇瑞が生じなかった寛弘2年（1005）11月・長暦4年（1040）9月の内裏焼亡を体験した貴族たちの、末世ゆえに奇瑞が生じなかったことを慨嘆する意識の中で、天徳4年の内裏焼亡が延暦10年の伊勢神宮焼亡と融合し、伊勢の神鏡の奇瑞が内侍所の神鏡の上に取り込まれたというのが、天徳の神鏡説話の成立過程であると論ずる。天徳の内裏焼亡は、内侍所の神鏡が危機に瀕した、確実な記録が残っている限りで最初の事件であり、先例を重視する貴族の思考習慣の中では、「濫觴としての権威を持った先例」である。寛弘・長暦と、同様の危機を体験した貴族たちの、それへの対処の方法を求めて天

徳の先例に鑑みる思考習慣と、院政期の末世意識・下降史観とを結び付ける論証は説得力があり、こうした説話成立の契機がかなりの一般性を持つことを考えさせる。

ただ、第5章で、『続古事談』の、無方針とも見える説話の配列に、家系、特に婿舅関係への関心から類似の話を接続するという意識が看取されることを論ずるが、それぞれの指摘は興味深いものの、登場人物の身分の差を考慮に入れずに話の類似をいうなど、論証の不備な点も幾つか見出される。

第1部の日記論と第2部の説話論との関連が希薄なこともあり、本論が全体として論題をどこまで解明したか疑問も残る。しかし公事を中心とした貴族官人の生活と文学との接点は研究の余地が大きい分野である。今後はより詳細な掘り下げによって、院政期文学史全体の解明につなげてゆくことが望まれる。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。1997年1月13日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事がらについて口頭試問を行った結果、合格と認めた。